

## (条例番号1)

## 青森市指定障害福祉サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例

※新旧対象表：議案第74号関係資料4-1

| 該当条項                              | 整理番号  | 改正内容   | 新旧対照表<br>該当ページ |
|-----------------------------------|-------|--|----------------|
| 第165条第1項第3号                       | (1)ア① | 就労移行支援事業において就労支援の中心的な役割を担う「就労支援員」について、同一法人内の就労継続支援事業所や就労定着支援事業所等との就労支援ノウハウの共有や人材利活用の観点から、常勤要件を緩和し、常勤換算による配置を可能とする。   | 14             |
| 第185条の3                           | (1)ア② | 就労継続支援A型事業者の基本報酬の算定に係る実績について、現行の「1日の平均労働時間」に加え、「生産活動」、「多様な働き方」、「支援力向上」及び「地域連携活動」の5つの観点から成る各評価項目の総合評価をもって実績とする方式（スコア方式）に見直すにあたり、就労継続支援A型事業者は1年に1回以上、事業所ごとの運営状況について自ら評価を行い、その結果をインターネットの利用その他の方法により公表しなければならないものとする。 | 16             |
| 第88条の2第2項<br>第171条第2項<br>第184条第2項 | (1)ア③ | 一般の企業への就職から6か月が経過した後、希望する者に対し、円滑に就労定着支援事業所による支援を開始できるよう、本人が就労定着支援事業所の利用を希望する場合、就労移行支援事業所等における6か月間の職場への定着支援の期間において、就労移行支援事業所等が就労定着支援事業所等との連絡調整等を図ることを努力義務または義務とする。  | 8<br>15<br>16  |
| 第36条第3項<br>第74条第2項<br>第93条第2項     | (3)ア① | 感染症の発生及びまん延の防止等に関する取組の徹底を求める観点から、全ての障害福祉サービス等事業者を対象に、運営基準において、委員会の開催、指針の整備、研修の実施、訓練（シミュレーション）の実施を義務付ける。  | 2<br>7<br>9    |
| 第35条の2                            | (3)ア② | 感染症や災害が発生した場合でも、必要な障害福祉サービスが継続的に提供できる体制を構築する観点から、全ての障害福祉サービス等事業者を対象に、運営基準において、業務継続に向けた計画等の策定や研修の実施、訓練の実施等を義務付ける。   | 2              |
| 第73条第3項                           | (3)ア③ | 非常災害対策が求められる通所系、施設系、居住系サービス事業者を対象に、運営基準において、訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めることを求めることとする。  | 7              |

|                                    |       |   |               |
|------------------------------------|-------|---|---------------|
| 第61条第5項                            | (3)イ① | 障害福祉現場の業務効率化を図るため、運営基準上必要となる担当者会議や委員会等についてテレビ電話装置等を用いた支援が可能であることを明確化する。   | 6             |
| 第195条の8第2項                         | (3)イ② | 就労定着支援事業の業務効率化を図るため、必ずしも対面で提供する必要のない「雇用に伴う日常生活の相談等」について、テレビ電話装置等を用いた支援が可能であることを明確化する。   | 20            |
| 第42条の2                             | (4)ア① | 障害者虐待防止の更なる推進のため、運営基準に<br>・虐待防止委員会(※)の設置等の義務化<br>・従業者への研修の実施の義務化<br>・虐待の防止等のための責任者の設置の義務化を盛り込む。<br><br>(※)虐待防止委員会に求められる役割は、虐待の未然防止、虐待事案発生時の検証や再発防止策の検討等。                          | 4             |
| 第37条の2第3項                          | (4)ア② | 身体拘束等の適正化の更なる推進のため、全ての障害福祉サービス等事業者を対象に、運営基準に<br>・適正化のための委員会の開催等の義務化<br>・適正化のための指針の整備を義務化<br>・適正化のための定期的な研修の実施の義務化を盛り込む。<br>※虐待防止の取組で身体拘束等の適正化について取り扱う場合には、身体拘束等の適正化に取り組んでいるものと扱う。 | 3             |
| 第37条の2第1項、第2項                      | (4)ア③ | 訪問系サービスについても、身体拘束が行われることが想定されるため、運営基準に「身体拘束等の禁止」の規定を設ける。  | 3             |
| 第35条第4項<br>第201条第6項<br>第202条の21第5項 | (4)イ① | 障害福祉の現場において、全ての障害福祉サービス等事業者を対象に、運営基準において、適切な職場環境維持(ハラスメント対策)を義務付ける。   | 1<br>21<br>24 |
| 第37条第2項<br>第75条第2項<br>第95条第2項      | (5)①  | 運営規程等の重要事項の掲示について、利用者の利便性向上等の観点から、冊子にしたものを自由に閲覧できるようにすることで掲示に代えることができることとする。  | 3<br>8<br>10  |

## (条例番号2)

## 青森市指定障害者支援施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例

※新旧対照表：議案第74号関係資料4-2

| 該当条項        | 整理番号   | 改正内容   | 新旧対照表<br>該当ページ |
|-------------|--------|--|----------------|
| 第9条第1項第3号   | (1) ア① | 就労移行支援事業において就労支援の中心的な役割を担う「就労支援員」について、同一法人内の就労継続支援事業所や就労定着支援事業所等との就労支援ノウハウの共有や人材利活用の観点から、常勤要件を緩和し、常勤換算による配置を可能とする。   | 1              |
| 第43条第3項、第4項 | (1) ア③ | 一般の企業への就職から6か月が経過した後、希望する者に対し、円滑に就労定着支援事業所による支援を開始できるよう、本人が就労定着支援事業の利用を希望する場合、就労移行支援事業所等における6か月間の職場への定着支援の期間において、就労移行支援事業所等が就労定着支援事業所等との連絡調整等を図ることを努力義務または義務とする。 | 3              |
| 第57条第2項     | (3) ア① | 感染症の発生及びまん延の防止等に関する取組の徹底を求める観点から、全ての障害福祉サービス等事業者を対象に、運営基準において、委員会の開催、指針の整備、研修の実施、訓練（シミュレーション）の実施を義務付ける。  | 4              |
| 第54条の2      | (3) ア② | 感染症や災害が発生した場合でも、必要な障害福祉サービスが継続的に提供できる体制を構築する観点から、全ての障害福祉サービス等事業者を対象に、運営基準において、業務継続に向けた計画等の策定や研修の実施、訓練の実施等を義務付ける。   | 4              |
| 第56条第3項     | (3) ア③ | 非常災害対策が求められる通所系、施設系、居住系サービス事業者を対象に、運営基準において、訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めることを求めることとする。  | 4              |
| 第34条第5項     | (3) イ① | 障害福祉現場の業務効率化を図るため、運営基準上必要となる担当者会議や委員会等についてテレビ電話装置等を用いた支援が可能であることを明確化する。  | 2              |

|         |        |   |   |
|---------|--------|---|---|
| 第66条の2  | (4) ア① | <p>障害者虐待防止の更なる推進のため、運営基準に</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・虐待防止委員会(※)の設置等の義務化</li> <li>・従業者への研修の実施の義務化</li> <li>・虐待の防止等のための責任者の設置の義務化</li> </ul> <p>を盛り込む。</p> <p>(※)虐待防止委員会に求められる役割は、虐待の未然防止、虐待事案発生時の検証や再発防止策の検討等。</p>                              | 5 |
| 第60条第3項 | (4) ア② | <p>身体拘束等の適正化の更なる推進のため、全ての障害福祉サービス等事業者を対象に、運営基準に</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・適正化のための委員会の開催等の義務化</li> <li>・適正化のための指針の整備を義務化</li> <li>・適正化のための定期的な研修の実施の義務化</li> </ul> <p>を盛り込む。</p> <p>※虐待防止の取組で身体拘束等の適正化について取り扱う場合には、身体拘束等の適正化に取り組んでいるものと扱う。</p> | 5 |
| 第54条第4項 | (4) イ① | <p>障害福祉の現場において、全ての障害福祉サービス等事業者を対象に、運営基準において、適切な職場環境維持(ハラスメント対策)を義務付ける。</p>  | 3 |
| 第59条第2項 | (5) ①  | <p>運営規程等の重要事項の掲示について、利用者の利便性向上等の観点から、冊子にしたものを自由に閲覧できるようにすることで掲示に代えることができることとする。</p>   | 5 |

## (条例番号3)

## 青森市障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例

※新旧対象表：議案第74号関係資料4-3

| 該当条項                            | 整理番号   | 改正内容   | 新旧対照表<br>該当ページ |
|---------------------------------|--------|--|----------------|
| 第62条第1項第3号                      | (1) ア① | 就労移行支援事業において就労支援の中心的な役割を担う「就労支援員」について、同一法人内の就労継続支援事業所や就労定着支援事業所等との就労支援ノウハウの共有や人材利活用の観点から、常勤要件を緩和し、常勤換算による配置を可能とする。   | 7              |
| 第68条の3                          | (1) ア② | 就労継続支援A型事業者の基本報酬の算定に係る実績について、現行の「1日の平均労働時間」に加え、「生産活動」、「多様な働き方」、「支援力向上」及び「地域連携活動」の5つの観点から成る各評価項目の総合評価をもって実績とする方式（スコア方式）に見直すにあたり、就労継続支援A型事業者は1年に1回以上、事業所ごとの運営状況について自ら評価を行い、その結果をインターネットの利用その他の方法により公表しなければならないものとする。 | 8              |
| 第43条の2第2項<br>第65条第2項<br>第79条第2項 | (1) ア③ | 一般の企業への就職から6か月が経過した後、希望する者に対し、円滑に就労定着支援事業所による支援が開始できるよう、本人が就労定着支援事業の利用を希望する場合、就労移行支援事業所等における6か月間の職場への定着支援の期間において、就労移行支援事業所等が就労定着支援事業所等との連絡調整等を図ることを努力義務または義務とする。   | 4<br>7<br>8    |
| 第27条第2項<br>第47条第2項              | (3) ア① | 感染症の発生及びまん延の防止等に関する取組の徹底を求める観点から、全ての障害福祉サービス等事業者を対象に、運営基準において、委員会の開催、指針の整備、研修の実施、訓練（シミュレーション）の実施を義務付ける。  | 2<br>4         |
| 第25条の2                          | (3) ア② | 感染症や災害が発生した場合でも、必要な障害福祉サービスが継続的に提供できる体制を構築する観点から、全ての障害福祉サービス等事業者を対象に、運営基準において、業務継続に向けた計画等の策定や研修の実施、訓練の実施等を義務付ける。   | 2              |
| 第8条第3項                          | (3) ア③ | 非常災害対策が求められる通所系、施設系、居住系サービス事業者を対象に、運営基準において、訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めることを求めることとする。  | 1              |

|         |        |   |   |
|---------|--------|---|---|
| 第17条第5項 | (3) イ① | 障害福祉現場の業務効率化を図るため、運営基準上必要となる担当者会議や委員会等についてテレビ電話装置等を用いた支援が可能であることを明確化する。   | 1 |
| 第32条の2  | (4) ア① | <p>障害者虐待防止の更なる推進のため、運営基準に</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・虐待防止委員会(※)の設置等の義務化</li> <li>・従業者への研修の実施の義務化</li> <li>・虐待の防止等のための責任者の設置の義務化</li> </ul> <p>を盛り込む。</p> <p>(※)虐待防止委員会に求められる役割は、虐待の未然防止、虐待事案発生時の検証や再発防止策の検討等。</p>                              | 3 |
| 第28条第3項 | (4) ア② | <p>身体拘束等の適正化の更なる推進のため、全ての障害福祉サービス等事業者を対象に、運営基準に</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・適正化のための委員会の開催等の義務化</li> <li>・適正化のための指針の整備を義務化</li> <li>・適正化のための定期的な研修の実施の義務化</li> </ul> <p>を盛り込む。</p> <p>※虐待防止の取組で身体拘束等の適正化について取り扱う場合には、身体拘束等の適正化に取り組んでいるものと扱う。</p> | 3 |
| 第25条第4項 | (4) イ① | 障害福祉の現場において、全ての障害福祉サービス等事業者を対象に、運営基準において、適切な職場環境維持(ハラスメント対策)を義務付ける。   | 2 |

## (条例番号4)

## 青森市地域活動支援センターの設備及び運営に関する基準を定める条例

※新旧対象表：議案第74号関係資料4-4

| 該当条項      | 整理番号  | 改正内容   | 新旧対照表<br>該当ページ |
|-----------|-------|--|----------------|
| 第15条第2項   | (3)ア① | 感染症の発生及びまん延の防止等に関する取組の徹底を求める観点から、全ての障害福祉サービス等事業者を対象に、運営基準において、委員会の開催、指針の整備、研修の実施、訓練（シミュレーション）の実施を義務付ける。  | 2              |
| 第14条の2    | (3)ア② | 感染症や災害が発生した場合でも、必要な障害福祉サービスが継続的に提供できる体制を構築する観点から、全ての障害福祉サービス等事業者を対象に、運営基準において、業務継続に向けた計画等の策定や研修の実施、訓練の実施等を義務付ける。   | 2              |
| 第5条第3項    | (3)ア③ | 非常災害対策が求められる通所系、施設系、居住系サービス事業者を対象に、運営基準において、訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めることを求めることとする。  | 1              |
| 第18条の2    | (4)ア① | 障害者虐待防止の更なる推進のため、運営基準に<br>・虐待防止委員会（※）の設置等の義務化<br>・従業者への研修の実施の義務化<br>・虐待の防止等のための責任者の設置の義務化<br>を盛り込む。<br><br>（※）虐待防止委員会に求められる役割は、虐待の未然防止、虐待事案発生時の検証や再発防止策の検討等。 | 3              |
| 第13条の2第4項 | (4)イ① | 障害福祉の現場において、全ての障害福祉サービス等事業者を対象に、運営基準において、適切な職場環境維持（ハラスメント対策）を義務付ける。  | 1              |

(条例番号5)  
青森市福祉ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例

※新旧対象表：議案第74号関係資料4-5

| 該当条項      | 整理番号  | 改正内容   | 新旧対照表<br>該当ページ |
|-----------|-------|--|----------------|
| 第13条第2項   | (3)ア① | 感染症の発生及びまん延の防止等に関する取組の徹底を求める観点から、全ての障害福祉サービス等事業者を対象に、運営基準において、委員会の開催、指針の整備、研修の実施、訓練（シミュレーション）の実施を義務付ける。  | 2              |
| 第12条の2    | (3)ア② | 感染症や災害が発生した場合でも、必要な障害福祉サービスが継続的に提供できる体制を構築する観点から、全ての障害福祉サービス等事業者を対象に、運営基準において、業務継続に向けた計画等の策定や研修の実施、訓練の実施等を義務付ける。   | 2              |
| 第6条第3項    | (3)ア③ | 非常災害対策が求められる通所系、施設系、居住系サービス事業者を対象に、運営基準において、訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めることを求めることとする。  | 1              |
| 第16条の2    | (4)ア① | 障害者虐待防止の更なる推進のため、運営基準に<br>・虐待防止委員会（※）の設置等の義務化<br>・従業者への研修の実施の義務化<br>・虐待の防止等のための責任者の設置の義務化<br>を盛り込む。<br><br>（※）虐待防止委員会に求められる役割は、虐待の未然防止、虐待事案発生時の検証や再発防止策の検討等。 | 3              |
| 第11条の2第4項 | (4)イ① | 障害福祉の現場において、全ての障害福祉サービス等事業者を対象に、運営基準において、適切な職場環境維持（ハラスメント対策）を義務付ける。  | 1              |

(条例番号6)  
青森市障害者支援施設の設備及び運営に関する基準を定める条例

※新旧対照表：議案第74号関係資料4-6

| 該当条項        | 整理番号   | 改正内容   | 新旧対照表<br>該当ページ |
|-------------|--------|--|----------------|
| 第15条第1項第3号  | (1) ア① | 就労移行支援事業において就労支援の中心的な役割を担う「就労支援員」について、同一法人内の就労継続支援事業所や就労定着支援事業所等との就労支援ノウハウの共有や人材利活用の観点から、常勤要件を緩和し、常勤換算による配置を可能とする。   | 1              |
| 第35条第3項、第4項 | (1) ア③ | 一般の企業への就職から6か月が経過した後、希望する者に対し、円滑に就労定着支援事業所による支援を開始できるよう、本人が就労定着支援事業の利用を希望する場合、就労移行支援事業所等における6か月間の職場への定着支援の期間において、就労移行支援事業所等が就労定着支援事業所等との連絡調整等を図ることを努力義務または義務とする。 | 2、3            |
| 第46条第2項     | (3) ア① | 感染症の発生及びまん延の防止等に関する取組の徹底を求める観点から、全ての障害福祉サービス等事業者を対象に、運営基準において、委員会の開催、指針の整備、研修の実施、訓練（シミュレーション）の実施を義務付ける。  | 4              |
| 第44条の2      | (3) ア② | 感染症や災害が発生した場合でも、必要な障害福祉サービスが継続的に提供できる体制を構築する観点から、全ての障害福祉サービス等事業者を対象に、運営基準において、業務継続に向けた計画等の策定や研修の実施、訓練の実施等を義務付ける。   | 3              |
| 第8条第3項      | (3) ア③ | 非常災害対策が求められる通所系、施設系、居住系サービス事業者を対象に、運営基準において、訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めることを求めることとする。  | 1              |
| 第26条第5項     | (3) イ① | 障害福祉現場の業務効率化を図るため、運営基準上必要となる担当者会議や委員会等についてテレビ電話装置等を用いた支援が可能であることを明確化する。  | 2              |

|         |        |   |   |
|---------|--------|---|---|
| 第52条の2  | (4) ア① | <p>障害者虐待防止の更なる推進のため、運営基準に</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・虐待防止委員会(※)の設置等の義務化</li> <li>・従業者への研修の実施の義務化</li> <li>・虐待の防止等のための責任者の設置の義務化</li> </ul> <p>を盛り込む。</p> <p>(※)虐待防止委員会に求められる役割は、虐待の未然防止、虐待事案発生時の検証や再発防止策の検討等。</p>                              | 5 |
| 第48条第3項 | (4) ア② | <p>身体拘束等の適正化の更なる推進のため、全ての障害福祉サービス等事業者を対象に、運営基準に</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・適正化のための委員会の開催等の義務化</li> <li>・適正化のための指針の整備を義務化</li> <li>・適正化のための定期的な研修の実施の義務化</li> </ul> <p>を盛り込む。</p> <p>※虐待防止の取組で身体拘束等の適正化について取り扱う場合には、身体拘束等の適正化に取り組んでいるものと扱う。</p> | 4 |
| 第44条第4項 | (4) イ① | <p>障害福祉の現場において、全ての障害福祉サービス等事業者を対象に、運営基準において、適切な職場環境維持(ハラスメント対策)を義務付ける。</p>  | 3 |

## (条例番号7)

## 青森市指定通所支援の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例

※新旧対象表：議案第74号関係資料4-7

| 該当条項  | 整理番号   | 改正内容   | 新旧対照表<br>該当ページ        |
|---|--------|--|-----------------------|
| 第7条<br>第2項、第3項、第6項<br>第8条<br>第2項、第3項、第6項<br>第80条<br>第2項、第3項、第6項   | (2) ア① | 児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所において、医療的ケアを行う必要がある場合に配置する看護職員については、現行の機能訓練担当職員の配置要件と同様に、配置基準上必要となる従業者の員数に看護職員を含めてよいこととする。ただし、機能訓練担当職員及び看護職員を児童指導員等の員数に含める場合、その半数は児童指導員又は保育士でなければならないものとする。 | 2、3<br>4、5<br>11、12   |
| 第7条第1項第2号<br>第2項第1号<br>第6項<br>第61条第1項第2号<br>第3項の削除<br>第80条第1項第2号<br>第2項第1号<br>第6項<br>第87条第1項第2号<br>第3項の削除 | (2) イ① | 児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所における専門性及び質の向上に向けて、現行の「障害福祉サービス経験者」を廃止し、保育士・児童指導員のみにより人員基準を見直すこととする。  | 1、3<br>10<br>11<br>13 |
| 第43条第2項   | (3) ア① | 感染症の発生及びまん延の防止等に関する取組の徹底を求める観点から、全ての障害福祉サービス等事業者を対象に、運営基準において、委員会の開催、指針の整備、研修の実施、訓練（シミュレーション）の実施を義務付ける。  | 7                     |
| 第40条の2  | (3) ア② | 感染症や災害が発生した場合でも、必要な障害福祉サービスが継続的に提供できる体制を構築する観点から、全ての障害福祉サービス等事業者を対象に、運営基準において、業務継続に向けた計画等の策定や研修の実施、訓練の実施等を義務付ける。   | 7                     |
| 第42条第3項   | (3) ア③ | 非常災害対策が求められる通所系、施設系、居住系サービス事業者を対象に、運営基準において、訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めることを求めることとする。  | 7                     |

|         |        |   |   |
|---------|--------|---|---|
| 第29条第5項 | (3) イ① | 障害福祉現場の業務効率化を図るため、運営基準上必要となる担当者会議や委員会等についてテレビ電話装置等を用いた支援が可能であることを明確化する。   | 6 |
| 第47条第2項 | (4) ア① | 障害者虐待防止の更なる推進のため、運営基準に<br>・虐待防止委員会(※)の設置等の義務化<br>・従業者への研修の実施の義務化<br>・虐待の防止等のための責任者の設置の義務化を盛り込む。<br><br>(※)虐待防止委員会に求められる役割は、虐待の未然防止、虐待事案発生時の検証や再発防止策の検討等。                          | 9 |
| 第46条第3項 | (4) ア② | 身体拘束等の適正化の更なる推進のため、全ての障害福祉サービス等事業者を対象に、運営基準に<br>・適正化のための委員会の開催等の義務化<br>・適正化のための指針の整備を義務化<br>・適正化のための定期的な研修の実施の義務化を盛り込む。<br>※虐待防止の取組で身体拘束等の適正化について取り扱う場合には、身体拘束等の適正化に取り組んでいるものと扱う。 | 8 |
| 第40条第4項 | (4) イ① | 障害福祉の現場において、全ての障害福祉サービス等事業者を対象に、運営基準において、適切な職場環境維持(ハラスメント対策)を義務付ける。   | 6 |
| 第45条第2項 | (5) ①  | 運営規程等の重要事項の掲示について、利用者の利便性向上等の観点から、冊子にしたものを自由に閲覧できるようにすることで掲示に代えることができることとする。  | 8 |

※条ずれ及び語句の整理等の改正は除く。